

本との出会い 未来へつながる

国立市子ども読書活動推進計画

平成20(2008)年11月

国立市教育委員会

国立市子ども読書活動推進計画 目次

はじめに	・・・	2 ページ	
子どもの読書活動について			
子ども読書活動推進計画の策定経過			
1 基本的な考え方	・・・	4 ページ	
(1) 目指すもの			
(2) 計画の期間			
(3) 対象年齢			
2 取り組みの現状と課題	・・・	5 ページ	
(1) 家庭			
(2) 地域			
(3) 学校			
(4) 公民館			
(5) 図書館			
(6) 子どもとかかわりのある機関			
3 計画の実現に向けて（推進計画）	・・・	16 ページ	
(1) 具体的な取り組み			
(2) 人材の確保と育成			
(3) 計画への理解を深めるための企画・行事・広報			
4 参考資料	・・・	22 ページ	
資料 1	子どもの読書活動の推進に関する法律	資料 6	図書館児童サービスの現状
資料 2	文字・活字文化振興法	資料 7	図書館蔵書資料数・貸し出し数
資料 3	国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	資料 8	国立市内公立学校図書館 蔵書冊数
資料 4	策定委員会委員名簿	資料 9	国立市内書店状況
資料 5	策定委員会開催経過	資料 10	国立市内公立学校 読書状況調査
		資料 11	市内の幼稚園・保育園の状況
		資料 12	国立市の施設 児童書調査

はじめに

子どもの読書活動について

子どもの育ちに本は大きな役割を持っています。

乳幼児期の子どもは、身近な家族やともだちといった周りからの働きかけに対して、音と言葉とを聞き分け、身につけます。この頃から行われる読み聞かせは、心の発達を養い、安定した成長に大きな役割を果たすといわれています。絵本への親しみは読書への導きとなり、読書の楽しさは、公共図書館や学校図書館、さらに文庫活動の助けを受けて、青年期、成人期の読書習慣へとつながっていきます。

人が生まれ、育っていく中での言葉の獲得は、多くの知識、深い思考に人を結びつけますが、豊かな言語を基にした表現によるコミュニケーションは感性や想像・創造力を内面から引きだし、よりよい育ち、健やかな成長へと子どもを導きます。子どもは読書や本の中で「楽しみ」に出会い、登場人物といっしょにさまざまな経験をすることで、現実の経験だけでは持ちえない精神的な成長と豊かな言葉を獲得します。その経験が子どもの内面的な成長を促します。

メディアからの強い影響力のもとに育つ現代の子どもが、読書の楽しみと出会うこと、また、その育ちを助けるために本と子どもを結びつけることは、大変に意義深いことです。発達段階にふさわしい本との出会いを考え、そのための環境整備や地域それぞれの活動を行うことは、子どもの読書習慣の確立になくてはならないものです。子どもたちが人生をより深く生きていくために読書に親しむこと、また、そのような文化的環境を整えることは、将来のくにたち全体を支えていくとても大切な役割を果たしているといえます。

子ども読書活動推進計画の策定経過

平成12(2000)年を「子ども読書年」とする決議が、衆・参両院で採択され、同年1月に「国際子ども図書館」が設立されました。

平成13(2001)年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)が公布、制定されました。その中で、国、都道府県及び市町村はそれぞれ、読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならないこと、読書環境の整備は地方公共団体の責務であることが明記されました。これを受け、平成14(2002)年8月「子どもの読書活動の推進に関する

基本的な計画」が策定され、国会に報告されました。

平成15(2003)年3月、東京都教育委員会による「東京都子ども読書活動推進計画」が策定され、区市町村に期待される役割が示されました。

平成17(2005)年7月には「文字・活字文化振興法」が公布、制定されました。超党派の国会議員で作る活字文化議員連盟によりまとめられたものですが、これは、読書活動の価値が公の場で認識されたものです。この中では、読書を支えるために果たす国と地方公共団体の役割が明記され、公共図書館の役割についても言及されています。

このような経過を踏まえ、市町村の責務として、国立市では、ここに「子ども読書活動推進計画」を策定することになりました。

今後、この計画が子どもたちの読書活動を一層推進していく基礎となることを切望いたします。

平成20(2008)年11月

国立市教育委員会

1 基本的な考え方

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、子どもたちが「本は楽しい」と感じとれることを何よりも願い、国立市教育委員会が策定したものです。「国立市第四期基本構想第1次基本計画」(平成18～22年度)や「国立市子ども総合計画」(平成15～22年度)との整合を図り、子どもたちが読書に親しみ、人間性豊かな生活を送ることができるように環境の整備、施策の推進に努めます。

(1) 目指すもの

1) 読書環境整備

子どもたちが読書に親しむために、家庭・幼稚園・保育園・学校をはじめとする身近なところ、地域、子どもとかわる場に豊かな本がある環境づくりを進めます。また、国立市立図書館(以下「図書館」という。)の児童サービスが市内のどの地域にも行き渡るよう努めます。さらに、支援が必要な子どもやしょうがいのある子どもへのサービスを充実していくことに努め、日本語を母国語としない子どもへの利用しやすさの向上を目指します。

2) 人材育成・配置

そのような場に子どもと本を結びつける手助けをする、子どもの本の知識を持った人材の確保と育成に努めます。

3) 読書活動支援

子どもの読書活動を支え、活発にしていくために、地域、学校、図書館をはじめ関連機関が緊密な連携をとるネットワークづくりに努め、情報の共有化や相互援助、事業の充実を図ります。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの5年間とします。

(3) 対象年齢

この計画の対象年齢は、0歳からおおむね18歳までとします。

2 取り組みの現状と課題

読書は人としてよりよく生きる力を育みます。子どもの健やかな成長に欠かせない言葉や感性、情緒、表現力や想像力を支えます。現代の子どもはテレビやゲーム、インターネットなどの情報メディアに費やす時間が増えており、また、塾や習い事にかかる時間も増加しています。このような日常生活の形態の変化や他の多くの要因がからみ合って、読書にじっくりと取り組む時間を確保することが難しくなっています。

そこで、子どもたちが自主的な読書活動ができるようになるために、周囲の環境の整備や人的な手助けが重要になります。

(1) 家庭

国立市は文教地区指定を基盤としての学園都市であり、家庭でも一般的に読書活動の取り組みには高い関心が払われています。しかし、それぞれの関心や事情の違いがあるため、読書活動への関心・取り組みの程度には家庭ごとの開きができています。

今後の課題としては、今後、乳幼児サービスを中心に、いままであまり読書活動に接していない家庭層へのサービスを充実させる必要があります。保健センターなどの関係機関とも協力し、子育て支援の一環としての面もアピールしながら活動していきます。健康診断時に図書館サービスについて周知することや、絵本の読み聞かせ、絵本の選びかたや親子での楽しみかたについてなど絵本を暮らしに取り入れ、その活用のしかたの説明や、パンフレット配布を行うなどして、さらに取り組みを広げていきます。

(2) 地域

1) おはなし(ストーリーテリング^{注1}) 絵本の読み聞かせ ほか

今から40年以上も前から始まった市内のおはなし(ストーリーテリング)の活動が地域に根付き、現在も熱心に活動が行われています。長年の実績を重ねてこられた「くにたちお話の会」の方々を中心として、幼稚園・保育園、学校や図書館、子育て支援などの場でたくさんの団体が活発に活動しています。また、学校においては、在籍中の児童の保護者と卒業生の保護者を中心とした活動も進められています。おはなしや絵本の読み聞かせ、人形劇、紙芝居、ペープサート^{注2}などで子どもと本の世界との出会いを設け、地域の読書環境を整える力となっています。

2) 文庫

おはなしの活動とともに文庫活動も行われています。国立のおはなし活動を根付かせた大きな力となりました。現在も、子どもと本を結び、子どもの育ちに本が果たす役割の重要性をいち早く位置づけた活動として続いています。

現在は「やまびこ文庫」(絵本・児童文学・科学読み物などあわせて蔵書約4000冊)が活動し、親子連れの利用者を中心におはなしの時間、本の貸出、科学あそびなど、子どもと本をつなぐさまざまな行事を行うとともに、他地域の文庫とも交流しています。地域に根ざした交流の場でもあり、子どもに対するサービスだけでなく、子どもの本や児童文学といった大人の学びの場としての面も持っています。

これからも、子どもの読書推進の大きなうしろだてとしてさらに活躍が期待されています。これまで図書館などと情報交換や広報面で連携してきましたが、これからも諸機関とよりいっそうの連携・情報交換を行い、子どもの読書環境を整える推進力となることとされます。

注1) ストーリーテリング

素語りのこと。お話(昔話や創作の物語)を語り手がすっかり自分のものとして覚えて本を見ずに聞き手に語って聞かせること。肉声で語られることによって、語彙・語感が豊かになり、また集中力・想像力を育て、読書の素地を作ります。

注2) ペープサート

画用紙で作った紙人形を細長い棒の先に貼って、表と裏に回しながらお話や歌遊びを展開します。主に学齢前の子どもたちを対象にします。

注3) 学校図書員

小中学校の学校図書館で図書に関する業務を行う人を国立市では学校図書員と呼んでいます。各校に専任1名が配置されています。

注4) ブックトーク

ひとつのテーマ(季節・行事・学習課題など)に沿って、数冊の本を上手に紹介すること。本を読みたいという気持ちを引き起こし、作者や関連分野に興味を持てるように行います。主に小学生以上の集団を対象にしています。

(3) 学校

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし人生をよりよく生きていくために欠かすことができないものです。そのような中で学校図書館は「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っています。

国立市では、平成7(1995)年度から、市内の公立小・中学校全校に学校図書員^{注3}を配置するとともに、図書館が各学級に対して年度ごとに行っていた団体貸出(学級文庫用)を廃止し、本を学校に移管することで学校図書館の蔵書数を増やし、読書環境の充実に努めてきました。

現在では、市内の全ての小・中学校で、朝読書や読み聞かせ、ブックトーク^{注4}などを行っています。また、児童・生徒のアイデアを生かした読書集会やポスターコンクール、わたしのすすめる本、読書感想文・感想画募集等々、各学校の特色を生かし、読書の楽しさや良さを味わえるような指導の工夫や取り組みを行っています。

平成19(2007)年12月の児童・生徒の読書の状況に関する調査(「東京都子ども読書活動推進計画」実施に伴う児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査)における国立市の児童・生徒の状況を見ますと、読書が「好き」「どちらかと言えば好き」と答えた児童・生徒の割合は、小学生86.9%、中学生77.2%と高い傾向にあります。1か月の平均読書冊数は、小学生7.6冊、中学生3.5冊です。また、不読者(1か月間に本を1冊も読まなかった者)の割合は、小学生5.3%、中学生21.0%です。この結果から、小学校高学年から中学生へと学年が進むにつれて、読書に対する関心や1か月の平均読書冊数が低下し、インターネット等各種の情報メディアの進展、普及に伴い、読書の時間が相対的に低くなっていると考えられます。

今後の課題としては、図書館と連携して、基本図書など蔵書の充実とともに、新旧図書資料の計画的な入れ替えや学校間のネットワークの構築を進めることが挙げられます。これにより有効な情報の共有化が図られ、学習センターとしてより一層充実した学習支援を行うことができるようになります。そのために図書館と学校図書館間のオンライン化及び物流体制のあり方について検討を進めていく必要があります。また、司書教諭や学校図書館担当教諭は、学校図書館運営の中核を担うことから、教職員の共通理解の下、学校図書員・保護者・地域と連携し、読書活動の推進体制を確立する必要があります。そのために、校内における計画的な研修の実施とともに、各校の司書教諭や学校図書館担当教諭、学校図書員間の情報交換や交流を進め、学校図書館の充実を図ることが重要です。学校図書員にあ

っては、児童生徒の読書活動や調べ学習を支援する活動が必要であり、そのためには専門的な技量などの資質向上への取り組みが重要です。

さらに、市立図書館との連携を深め、図書情報の交換や家庭への啓発等、児童・生徒が家庭・学校・地域社会の中で読書に対する興味や関心を高める環境づくりを継続して行う必要があります。

そのほか、「読書センター」「学習情報センター」としての学校図書館が、役割をより一層果たすため、学校行事のない土曜日や夏休み中のプール指導日などに開館日を設けることについても、検討を進めていく必要があります。

1) 小学校での主な取り組み例 (8校)

- ・読み聞かせ、おはなし
- ・朝読書
- ・おすすめの本紹介
- ・読書クイズ
- ・読書マラソン
- ・ブックトーク、アニメーション^{注5}
- ・パネルシアター^{注6}
- ・感想画コンクール
- ・エプロンシアター^{注7}
- ・読書集会、お話集会
- ・読書リスト
- ・読書感想文発表
- ・群読、暗誦(あんしょう)
- ・劇遊び

2) 中学校での主な取り組み例 (3校)

- ・朝読書
- ・おすすめの本紹介
- ・ポスターコンクール
- ・ブックトーク
- ・読書クイズ
- ・群読、暗誦
- ・読書リスト

注5) アニメーション

スペイン語でアニマ(anima) = 魂・生命のこと。アニメーション(animation)とは、その魂・生命に息を吹き込み、生き生きと躍動させること。読書啓発の手法として使われます。1冊の本を友だちやグループで、ゲームやクイズをしながら楽しむ中で、読解力・表現力・コミュニケーション力をつけていきます。

注6) パネルシアター

フランネルやパネル布を貼った舞台(パネルボード)に、不織布に絵を描いた人形を貼ったりはしたりしてお話や歌遊びを展開します。主に学齢前の子どもたちを対象にします。

注7) エプロンシアター

エプロンをかけて、布で作った人形などをエプロンのポケットから出し入れしながらお話や歌遊びを展開します。主に学齢前の子どもたちを対象にします。

(4) 公民館

公民館は市民の学習活動を支える場です。国立市では、長年公民館活動が盛んに行われており、市民活動を支える場として多くの利用があります。国立市公民館内には公民館図書室が設置され、子どもの教育に関する図書も収集・貸出が行われています。また、市立図書館とネットワークでつながれており、図書館の資料を活用して、リクエストがあれば、絵本や児童図書の予約・受け取りなどもできます。

これまで、公民館で行われる市民講座として子どもの成長に関する講座が開かれたことがあります。

課題としては、幼児教育をテーマとする講座の中で、子どもの図書も取り上げることなどの活動が期待されます。

(5) 図書館

国立市図書館では、昭和49(1974)年5月、中央図書館の開館以来、児童サービスに力を入れてきました。児童書の選定をていねいに行うことを基本として、子どもが読書に対し関心を高めるためのさまざまな事業を行っています。

1) 乳幼児・児童を対象にした事業

・おはなし、読み聞かせの実施

「えほんのじかん」、「おはなしのじかん」、「かみしばいのじかん」(中央館で実施)、「わらべうたであそぼう」(北市民プラザ図書館で実施)をボランティアとの協働で実施しています。

今後も読書の楽しさを体感できる場として、実施の曜日・時間・回数・内容などを検討しながら、継続して実施していきます。

・児童室行事の実施

子どもたちのさまざまな関心に応えて、行事として「人形劇」、「工作会」、「映画会」、「観察会」などを地域のボランティアとの協働で行っています。図書館利用のきっかけになること、原作や体験したこと、見たことへの興味の喚起につながり、今後も継続して実施していきます。

・児童図書リストの発行

毎年、夏休み前に小・中学生向けのおすすめ本のリスト「読んで

みようかな」を発行し、小・中学校へも情報を提供しています。また、テーマを決めて、関連する本の紹介や展示を行っています。今後も興味を喚起するような工夫をしながら、さらに充実させていきます。平成18(2006)年度に0歳～学齢前の子どもたちを持つ保護者へのおすすめ本リスト「えほんをよんで！」の冊子を発行し、保護者の方々から好評を得ています。今後、改訂版の発行や小・中学生向けのリストの作成に取り組めます。

2) 小学校を対象にした事業

・おはなし会の実施

図書館から学校を訪問しての「おはなし会」を始めて20年余り、最初は一つの学校から始まったものが、今では年間延べ110クラス(平成19年度)に実施するまでになりました。全国的に見ても数少ない活動で、くにたちの特色の一つです。「くにたちお話の会」の多くの語り手の存在が支えとなっています。今後も、これらのボランティアの方々との協働で継続して実施していきます。

・学校図書館との連携

総合的な学習の時間等における調べ学習のための資料や情報の提供を行ってきました。今後さらに基本図書、推薦図書、選書及び廃棄基準などについての情報の提供に努めるとともに、年間のカリキュラムの把握や緊密な情報の交換を積極的に行い、効率的、効果的な資料・情報の提供をしていきます。

・図書館施設の見学会

小学2・3年生を対象に実施しています。学校との連携により、子どもたちが図書館への理解を深め、親しみを持ち、「また行ってみたい場所」と感じてもらえる工夫をしていきます。

・図書館活用の働きかけ

「おはなし会」以外にも「ブックトーク」や図書館の利用の仕方、参考図書の活用の仕方を学ぶ機会を確保できるよう、学校に働きかけます。

3) 中学校を対象にした事業

・学校図書館との連携

学校図書館と連携をとりながら、基本図書、推薦図書、選書及び廃棄基準などについての情報の提供に努めるとともに、総合的な学習の時間や教科学習への支援を進めていきます。

・ヤングアダルトコーナー^{注8}の活用

ヤングアダルト資料の情報を提供していきます。

・勤労体験の受け入れ

地域勤労体験学習の場として、中央図書館、北市民プラザ図書館で生徒を受け入れています。今後も図書館への理解を深められるプログラムを組んでいきます。

4) その他の施設を対象にした事業

・絵本の読み聞かせ活動

「子ども家庭支援センター」、「カンガルー広場」、幼稚園で、絵本読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ活動が定着しています。今後も、各施設の条件を考えながら、絵本の楽しさを子どもたちに体験してもらいます。

・本が身近な環境作り

子どもたちが身近な場所で絵本に触れられるようにと、市民から寄せられた絵本などを置いている「まちかど絵本棚」が、市内に8か所あります。

定期的な絵本の補充、入れ替え、点検などによる魅力的な絵本棚作りと、子どもと本をつなぐ人材の確保に取り組みます。

(設置場所については、35ページ資料12参照)

注8) ヤングアダルト(略称 YA)

Young Adult とは、アメリカで13歳から19歳の世代の人たちをさす言葉。身体的には子どもから大人への移行期であり、また、知識欲も旺盛な世代。

5) 勉強会・講座・講演会などの事業

子どもにとって読書の果たす役割の大切さを保護者に理解してもらう活動の一環として、絵本やおはなしの勉強会、絵本の読み聞かせ講座、おはなし講習会、おとなを対象とする児童書の講演会や、「わくわく塾」での講演などを実施しています。また、参加者の中からボランティアとして図書館活動に参加する人も増えています。今後も積極的に企画・運営し、市民との協働を進めていきます。

6) ヤングアダルトを対象にした事業

図書館ではおおむね中学生までを児童サービスで、それ以上を一般サービスの対象としてそれぞれの担当で資料提供してきました。

現状は小学生のうちにはよく本を読んでも、学年が進むにつれ本離れしていく傾向が強い中で、中高生や成人前の若者を図書館にひきつけ、さらに、自らこの年代特有の興味、悩み、不安に真剣に向き合うために、この世代に関心のある分野(読みもの、ノンフィクション、進路や就職に関する資料、実用書など)を別置しました。これからもテーマにそった本を紹介したり、より手に取りやすくしたりして、勉学や部活動、塾通いで忙しい年代の子どもたちが、図書館に足を運ぶきっかけになるよう、情報発信に取り組むなどの検討をしていきます。

7) その他の取り組み

・資料の確保と充実

数年来、図書購入費の横ばい状態が続いている中で、スタンダードな児童書の買い替えと、新しく、魅力的な資料の確保をすることは容易なことではありません。さらに選書に配慮しながら、子どもたちの読書意欲をかきたてる本と、調べ学習に役立つ資料の充実に努めます。

(6) 子どもとかかわりのある機関

1) 子ども家庭支援センター

育児や家庭環境などの子どもや家庭に関する相談を受けたり、子育て情報を発信したり、子育てひろばを運営したり、子育てグループの育成や地域支援をしています。乳幼児期から子どもと本のふれあいを提供する場として、読み聞かせ活動をしています。また、市民、図書館提供の絵本などにより、「まちかど絵本棚」が設置、利用されています。

今後の課題としては、子育てひろばや育児サークルで絵本を活用した育児の紹介をし、「親子で絵本を楽しむ」ことへの支援を図ることが挙げられます。

・ **育児サークル（0歳から） 自主活動**

図書館の読み聞かせ講習を受講したボランティアによる、赤ちゃん向けの絵本の読み聞かせや、手遊びなどが依頼により行われています。

・ **子育てひろば（0歳から）**

ボランティアによる絵本の読み聞かせが、月2回程度行われています。

2) 学童保育所（7か所）

放課後、家に帰っても保護者が不在等の小学3年生までの児童を、小学校内や隣接地、児童館などの市の施設で預ります。それぞれの施設で、絵本を含む子ども向けの図書が自由に利用できるようになっています。学童保育所内に「まちかど絵本棚」が設置されているところもあります。

今後は、学童保育所内の活動で、積極的な本の活用や購入、古い本・汚れた本の買い替えなど、計画的な蔵書の充実が望まれます。

・ **カンガルー広場（0歳から5歳まで）**

児童館3か所と単独学童4か所で行われています。おおむね週一回、巡回という形で、ボランティアによる絵本の読み聞かせが行われています。

3) 児童館（中央、西、矢川）

児童館には図書室が設置されており、子どもが自由に本を読むことができます。また、図書室の本の貸出も行われています。職員やボランティアによる絵本読みや、人形劇などが行われることで本の世界に親しむきっかけとなっています。

しかし、図書数が少なく、古くなった本も多いので、様々な年齢の子どもと保護者も利用する場所として、さらなる図書の充実とその活用がこれからの課題といえます。

・おはようコケッコー（２歳以上）

２歳児以上の幼児と親と一緒に遊び、ともに同年代の子どもを持つ親同士のつながりをつくる児童館の幼児教室です。不定期で、図書館での読み聞かせ講習を受講したボランティアによる絵本の読み聞かせが行われています。

4) 幼稚園（幼児教室）・保育園（市立、私立）

幼稚園、市立・私立保育園ともに、絵本の読み聞かせや紙芝居を保育の一環として日常のカリキュラムの中で行っています。園内には絵本の置かれたコーナーなどがあり、本に親しむきっかけを作っています。読書活動に関する関心はどの園でも全般的に高く、本の世界を様々な活動に展開しながら積極的に子どもと本を結び付ける活動が行われています。

今後の課題としては、幼稚園・保育園と関連機関との間で、「わくわく塾」や団体貸し出しなどを通じた連携を進め、活動を拡充していくことが挙げられます。

・幼稚園（９園）・幼児教室（１園）

本の世界を幼児教育に生かした活動が日常的に行われています。園所蔵の絵本を園児に定期的に貸出しているところもあり、家庭でも子どもが本に親しむように配慮されています。保護者の自主サークルが人形劇・影絵・絵本の読み聞かせ・おはなしなどを行う園も多く、子どもと一緒に本を楽しむ活動を積極的に進めています。

・保育園（１１園）

絵本の読み聞かせ・紙芝居などを日常的に取り入れた保育を、多くの園で行っています。保護者やボランティアが、読み聞かせやおはなし、人形劇などを行う園や、園所蔵の絵本を園児に貸出する園、また、保護者が市立図書館から団体貸出を受けて活用している園もあります。

5) 保健センター

子どもの育ちと、育児について教室を開いています。諸機関との連携や情報交換を進めて、子どもの育ちに本が大きな役割を果たすことの啓発や、乳幼児期から絵本を活用した育児について、図書館と協力して推進していきます。

6) 国立市社会福祉協議会

国立市社会福祉協議会は、社会福祉法を法的根拠とし、地域の中で助け合いと思いやりのある温かいまちづくりを目指して、さまざまな福祉の課題の解決に取り組んでいる民間の福祉団体です。ボランティアセンターの運営や安心サービス事業などを通して、地域の福祉増進に取り組んでいます。

読書推進に関連しては、今後、図書館やボランティアなどと連携して、絵本を活用した育児などについての啓発活動や、子育て支援として本を通じた子育ての推進などの活動が期待されます。

・かるがも（0歳から2歳未満）

0歳から2歳未満の子どもと保護者の場所としての子育て広場です。主な活動としてベビーマッサージの指導などを行っています。

3 計画の実現に向けて（推進計画）

（1）具体的な取り組み

ここでは前章の現状と課題を踏まえ、各施設で行われる具体的な取り組みについてまとめました。取り組みに当たっては、各担当者による連絡会などで話し合い、関係機関の協力の上で読書活動を推進します。また、関係機関や市民の意見を聴取し、計画の進捗状況の把握、検証に努めます。

時期	名称	内容	関係機関	方向
乳幼児	乳幼児健診での活動	保健センターでの健診時に図書館作成の絵本リストの配布、読み聞かせを行う。	保健センター 図書館	新規事業 平成 21 年 度より実施
	絵本の活用推進	おはようコケッコー、育児グループ、カンガルー広場などの活動を通じ、乳幼児と保護者向けに読み聞かせや絵本の活用のためのPRを行う。	子育て支援課 児童課 図書館	充実
	子どもの本・絵本の選び方の講習	わくわく塾での乳幼児向け絵本活用の講座。図書館での乳幼児サービスの紹介	生涯学習課 図書館 子育て支援課	継続
	乳幼児向け蔵書の整備	赤ちゃん絵本の活用。コーナーアピールと蔵書の充実	図書館	充実
	保育園・幼稚園、園保護者向けの団体貸出	園へ向けての団体貸出。また、保護者用読み聞かせ・勉強会等への資料貸出	図書館 児童課	充実
	まちかど絵本棚の整備	市内 8 か所にある「まちかど絵本棚」の整備・資料の充実	子育て支援課 図書館	充実
	市施設での蔵書整備	子ども用蔵書の点検・買い替えを進め、子どもと本が出会う環境を整備する。	児童課 子育て支援課 生涯学習課 図書館	充実
	市内関連施設でのボランティア受け入れ	絵本の読み聞かせをはじめとする活動推進のためのボランティアの積極的な受け入れ	関連諸機関	充実

時期	名 称	内 容	関係機関	方 向
乳 幼 児	わらべうたであそぼう	親と子の肌のふれあいや安心感の中から言葉やリズムの楽しさを体験し、絵本への入り口とする。	図書館	継続
	ブックリスト配布	ブックリスト「えほんをよんで！」を配布。図書館利用を進めるとともに、子どもの本への関心を促す。	図書館	充実
	えほんのじかん	絵本の読み聞かせを実施することで本の楽しさを体験できるようにする。	図書館	継続
	おはなしのじかん	おはなしを実施することで本の世界を知るきっかけ、楽しさを体験できるようにする。	図書館	継続
小 学 生	小学生向けブックリストの作成	小学生にすすめる本をリスト化、紹介したブックリストを作成・配布する。	図書館	新規事業 平成 20 年 度実施
	図書館見学の充実	2年生のまちたんけん、3年生の図書館見学での内容充実と図書館利用のアピール	図書館	充実
	各種行事の実施	人形劇・工作・映画会・観察会などを通し、図書館利用のきっかけを作る。	図書館	充実
	学校図書館との連携	調べ学習のための資料・情報の提供や、図書館利用教育、学校図書員の講習会等の開催	図書館 学校指導課 学校図書館	充実
	子ども用図書館情報の発信	図書館ホームページに子ども用ページを設け、読書・イベント等の情報発信を行う。	図書館	新規事業 平成 20 年 度より実施
	読み聞かせ、ブックトークの実施	読書に親しみ、読書の楽しさ・良さを知り、意欲を高める。	学校図書員 司書教諭・教職員 図書館 保護者	充実
	読書リスト作成	児童の読書意欲を喚起するためのリスト作り	学校図書員	充実
	朝読書	読書習慣の形成、読書の楽しさ・良さの実感	司書教諭・教職員 保護者	継続

時期	名 称	内 容	関係機関	方 向
小学生	小学校に出向いてのおはなし会の実施	読書の楽しさを実感、言葉の力・聞く力・想像力・集中力を身に付ける。	図書館 学校指導課	充実
	読書集会・お話集会の実施	教職員・児童による推薦図書の発表、アニメーションの実施	学校図書員 司書教諭・教職員	充実
	おすすめ本リストの作成	学年別・テーマ別（季節・教材・話題作など）など、読んでほしい本の紹介	司書教諭・教職員 学校図書員	充実
	読書週間・月間の実施	ブックトーク・読書クイズ・パネルシアター・エプロンシアターなど全校的な取り組み。	学校図書員 司書教諭・教職員	充実
中学生以上	朝読書	読書習慣の形成、読書の楽しさ・良さの実感	司書教諭・教職員 保護者	充実
	読書週間・月間の実施	ブックトーク・読書クイズ・群読・暗誦・読書リストの作成など、多彩な催しの企画・運営	学校図書員 図書館	充実
	本の紹介ポスター・ポスターコンクールの実施	図書委員会活動による、本の紹介・ポスターコンクールの実施	司書教諭・教職員 学校図書員	充実
	図書館との連携	教科で使用する資料の読書相談・団体貸出・相互研修・情報交換	図書館 司書教諭・教職員	充実
	中学生向けブックリストの作成	青少年に向けた図書館の薦める本をリスト化し、紹介する。	図書館	充実
	職場体験の受入	地域勤労体験学習の場所として、違った目で図書館を理解し、利用のきっかけを作る。	図書館	継続
	YAコーナーの設置 (平成19年度設置済)	青少年の図書館利用を促し、利用を推進する。	図書館	充実
成人	読み聞かせ・おはなしボランティア育成のための、ボランティア講座の開講	読書推進に大きな力を持つボランティアを養成、活躍の場を提供する。	図書館	充実
	絵本エッセー募集	絵本に関わる内容のエッセーを募集。冊子にして図書館、公民館等の蔵書に加える。	生涯学習課 公民館 図書館	新規事業 平成21年度以降実施

時期	名称	内容	関係機関	方向
成人	読書活動推進のための広報	市報や関連機関のお知らせなどで定期的に本の紹介や、読書啓発活動を行う。	秘書広報課 子育て支援課 図書館	継続
	各種事業への資料提供	子どもに関する講演会等の企画に対する資料の用意・提供	関連諸機関 図書館	充実
	勉強会・講座・講演会等の実施	読書が子どもに果たす役割を理解し、地域活動の基とするための講座等の実施	図書館	充実
	各種レベルアップ講座の実施と講師の紹介・派遣	上記の各種講座を受講し、すでに活動を始めたボランティア等に向けた、レベルアップ・フォローアップ研修の実施や講師派遣	図書館	充実

(2) 人材の確保と育成

読書活動は、子どもの知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操を養う上で大きな役割を担っています。子どもの読書活動を充実していくため、学校図書館を含めた学校における読書活動、公共図書館の活用、家庭での働きかけなどを相互に連携させながら、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みを推進する必要があります。

特に、学校図書館では、「読書センター」としての役割と同時に、「学習情報センター」としての機能や、地域の人々が積極的に活躍する場としての役割を果たしていくことが大切です。

そのために、子どもの読書活動と密接に関係する学校職員や図書館職員の専門性を一層高めるとともに、学校図書館員の資質の向上を図り、さらに学校図書館ボランティアなどの子どもの読書環境を豊かにする人材を確保し、スタッフマニュアルを整備するなどして、学校図書館の充実を図ることが重要です。

図書館では、これからの5年間で職員の世代交代が進むことから、これまで図書館の児童サービスで培われてきた経験やスキルを引き継ぐとともに、子どもと子どもの本をよく知り、子どもたちや保護者の読書相談に応えられる人材が不可欠となってきます。

今後、児童図書担当職員としての専門性を高め、国立市全体の読書環境の向上を図るための連絡会や研修会の実施とともに、計画的な人材確保と育成、また、継続的なサービスを行うための適正な人員配置が急務といえます。

1) 図書館職員

児童図書館員育成のための研修会への参加
専門性を尊重した人員確保とその適正な配置

2) 司書教諭

担当者が学校図書館のための活動をするための時間の確保と配慮
各種研究会への積極的な参加、他校との情報交換と交流の実施

3) 学校図書員

有資格化（司書）の検討
業務時間内の研修会参加への配慮
学校図書員同士の情報交換や交流の場の確保
勤務時間を増やす等の勤務体制の検討

4) ボランティア

各種研究会への参加。ボランティア同士の情報交換
ボランティアとしての活動の場の積極的な提供
各レベルに応じたフォローアップ研修
ボランティア活動への理解と情報提供

(3) 計画への理解を深めるための企画・行事・広報

子ども読書活動推進計画の内容について、市民への広報を行うとともに、計画の意義を理解し、活動を活発にするための企画・行事を関連諸機関が協力して実行していきます。

1) 乳幼児健診への参加（平成21年度実施予定）

子どもの育ちと本とのかかわりについて説明を行い、同時に図書館作成のブックリスト「えほんをよんで！」を配布します。新生児を持つ家庭に本との接点を提供し、図書館利用をアピールしていきます。
(図書館、保健センター)

2) 講演会などへの図書館資料の貸出（平成20年度実施予定）

子ども関係諸機関での講演会などの事業について、子どもの読書を推進する目的に関連する資料貸出の面で協力を行い、参加者の問題理解に役立てます。

(図書館、関連機関)

3) 学校向け団体資料の貸出(平成21年度以降実施予定)

小・中学校のカリキュラムに関連し、短期間に貸出の集中するものに対して、主題に沿った団体貸出用ブックパックを作成します。図書館資料の団体貸出を行い資料センターとして支援を行うとともに、資料の有効利用を図ります。

(図書館、学校指導課)

4) 小学生向けブックリスト作成(平成20年度作成予定)

中央図書館児童室作成の乳幼児向けブックリスト「えほんをよんで!」の配布が好評で、続編を求める声が多くありました。そこで、小学生向けのブックリストを新たに作成し、市内施設での配布を行います。

(図書館)

5) 学校図書員向け研修の実施(平成21年度実施予定)

市内公立小中学校の図書室に配置されている、学校図書員向けのレベルアップ研修を学校指導課と図書館で連携して実施します。図書館と学校図書室の連携を強化することで、資料面での学校支援を進めます。

(図書館、学校指導課)

6) 「くにたち子どもの本まつり」(仮称)の開催(平成21年度以降実施予定)

子ども読書活動の推進を進めるために、市内各地で本や読書に関連したイベントを行います。市民参加を通して計画を周知するとともに、その意義を広め、活動の定着を図ります。

期 間 子ども読書の日(4月23日)の前後2週間

関連機関 生涯学習課、学校指導課、図書館、公民館、子育て支援課、児童課ほか

内 容 読んだ本を絵にしよう(児童画の展示)
絵本で子育て(育児と絵本のかかわり)
児童書の寄贈呼びかけ
絵本イロイロ(絵本の紹介と展示)
共催講演会など

4 参考資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平成13年12月12日公布・施行

資料2 文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3 国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、国立市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 8 名をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうち教育長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうち教育次長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、計画を策定するまでの間とする。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

2 この訓令は、計画の策定の日をもって、その効力を失う。

資料 4

策定委員会委員名簿

選出区分	委員名	備考（H = 平成）
教育長	早川 晃弘	
教育次長	平林 正夫 是松 昭一	～ H20.3.31 H20.4.1～
福祉部児童課長	小河 千恵子	
福祉部子育て支援課長	兼松 忠雄 雨宮 和人 中川 智幸	～ H20.6.30 H20.7.1～8.21 H20.8.22～
教育委員会学校指導課長	小林 幹夫 悴田 康之	～ H20.3.31 H20.4.1～
教育委員会生涯学習課長	川村 俊介	
教育委員会公民館長	荒井 敏行	
教育委員会くになち中央図書館長	菊池 敬子 森永 正	～ H20.3.31 H20.4.1～

任 期：平成19年9月1日から平成20年10月30日まで

事務局：中央図書館 渋澤 真由美、軽部 直美

資料 5

策定委員会開催経過

回 数	日 付	内 容
第 1 回	平成19年 9月 4日	計画内容たたき台について
第 2 回	平成19年 9月25日	（現状と課題）の検討
第 3 回	平成19年10月23日	（現状と課題）検討、（推進計画）検討
第 4 回	平成19年11月20日	企画・行事・広報についてアイデア検討
第 5 回	平成19年12月21日	データ資料の扱いについて
第 6 回	平成20年 1月29日	学校の取り組み、今後の計画について
第 7 回	平成20年 2月19日	計画の実現に向けて（推進計画）検討
第 8 回	平成20年 7月 9日	計画素案について全体的に検討、まとめ
第 9 回	平成20年10月16日	市民意見等集約について
第10回	平成20年10月30日	市民意見等集約、計画策定について

資料 6

図書館児童サービスの現状 (平成 19 年度)

1) お話の時間・絵本の時間 (単位:回)

区分	中央図書館	北市民プラザ図書館	合計
お話の時間	47	51	98
絵本の時間	140	51	191

分室	南市民プラザ	73	下谷保	11	青柳	25
	東	120	谷保東	38		

2) 図書館来館 (見学)

国立第一小学校	3年生2クラス	国立第五小学校	3年生3クラス
国立第二小学校	3年生3クラス	国立第六小学校	3年生2クラス
国立第三小学校	2年生3クラス	国立第八小学校	2年生2クラス
国立第三小学校	3年生3クラス	国立学園小学校	3年生3クラス
国立第四小学校	2年生2クラス	桐朋学園小学校	3年生2クラス
国立第五小学校	2年生3クラス		

3) 体験学習 (勤労体験)

国立第一中学校	二学期	5名	中央図書館(3)	北市民プラザ図書館(2)
国立第二中学校	二学期	4名	中央図書館(3)	北市民プラザ図書館(1)
国立第三中学校	三学期	5名	中央図書館(3)	北市民プラザ図書館(2)

4) 小学校向けのお話会 7校 110クラス(延べ3,850名)

5) 絵本読み聞かせボランティアによる絵本読み聞かせ活動

派遣回数	154回
参加人数	2,182名 (大人 866名、子ども 1,316名)

6) 大人向けお話会の実施 7回 参加人数 156名

7) 絵本リスト「えほんをよんで! -読み聞かせ入門リスト-」の作成・配布

8) 催し物の開催

講座	23回	工作	46回
講演会	3回	人形劇	11回
勉強会	40回	その他	12回

資料 7 図書館蔵書資料数・貸し出し数 (平成19年度)

1) 図書館蔵書資料数

区分	一般	児童
中央図書館	172,743 冊	40,548 冊
北市民プラザ図書館	45,537 冊	21,725 冊
下谷保分室	2,004 冊	3,550 冊
青柳分室	819 冊	3,418 冊
東分室	5,026 冊	5,729 冊
谷保東分室	1,751 冊	3,861 冊
南市民プラザ分室	5,435 冊	7,120 冊
南市民プラザ書庫	40,690 冊	7,204 冊
合計	274,005 冊	93,155 冊

2) 貸し出し数(冊)

名称	開館 日数	一般		児童		合計	
		貸出冊数	1日当たり	貸出冊数	1日当たり	貸出冊数	1日当たり
中央図書館	306	309,393	1,011	103,062	337	412,455	1,348
北市民プラザ図書館	308	90,642	294	53,185	173	143,827	467
下谷保分室	95	1,306	14	403	4	1,709	18
青柳分室	79	1,723	22	2,389	30	4,112	52
東分室	250	9,338	37	8,600	34	17,938	72
谷保東分室	101	1,237	12	2,014	20	3,251	32
南市民プラザ分室	297	12,743	43	7,312	25	20,055	68

資料 8

国立市内公立学校図書館 蔵書冊数 (平成 18 年度末)

学 校 名	冊 数
国立第一小学校	10,454冊
国立第二小学校	10,359冊
国立第三小学校	12,270冊
国立第四小学校	10,119冊
国立第五小学校	8,332冊
国立第六小学校	10,542冊
国立第七小学校	9,886冊
国立第八小学校	9,815冊
国立第一中学校	15,517冊
国立第二中学校	10,645冊
国立第三中学校	9,594冊

資料 9

国立市内書店状況 (平成 19 年 12 月現在)

市内書店の児童書 蔵書冊数

A 書店	約 1,000冊
B 書店	約 3,000冊～4,000冊
C 書店	約 2,000冊～2,500冊
D 書店	約 4,000冊
E 書店	約 1,000冊～1,200冊
F 書店	約 1,500冊
G 書店	約 2,000冊

国立市内公立学校 読書状況調査

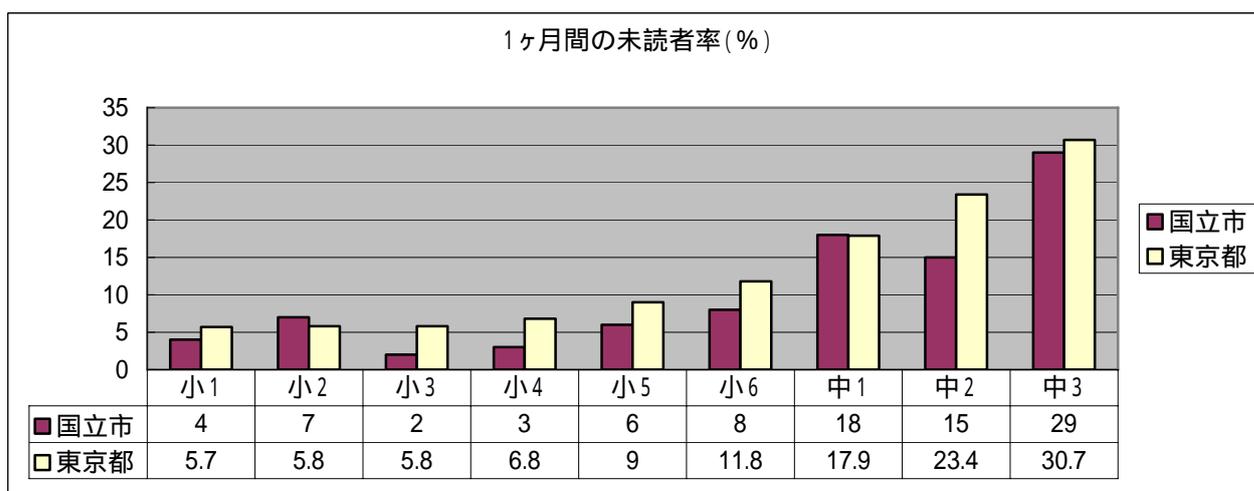
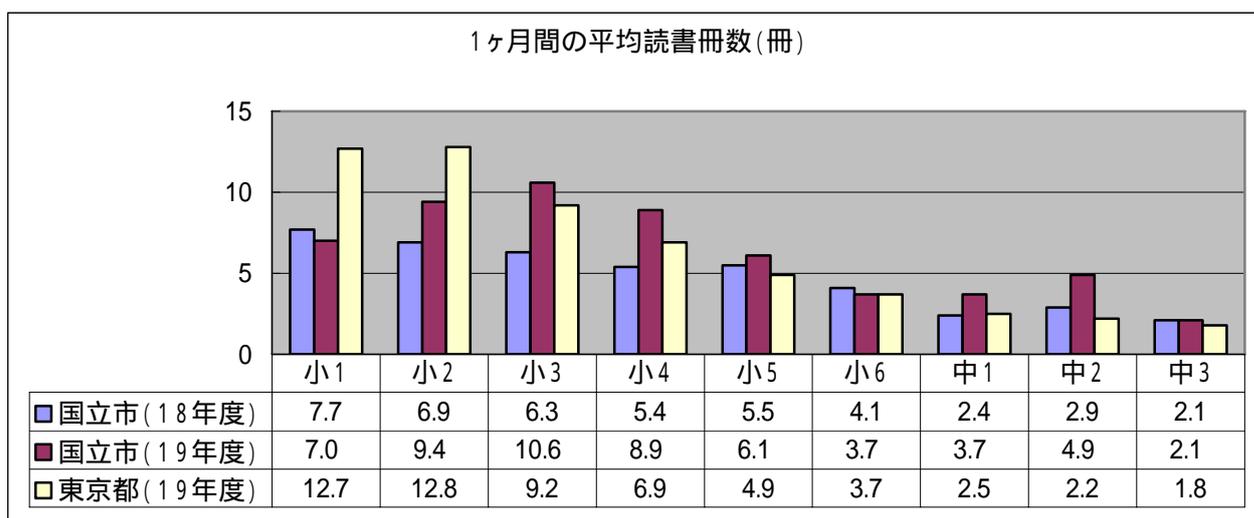
平成19年度「児童・生徒の読書の状況に関する調査」の結果概要（「東京都子ども読書推進計画」実施に伴う児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査より国立市部分を抜粋）

調査対象(各学校各学年1クラス以上抽出)

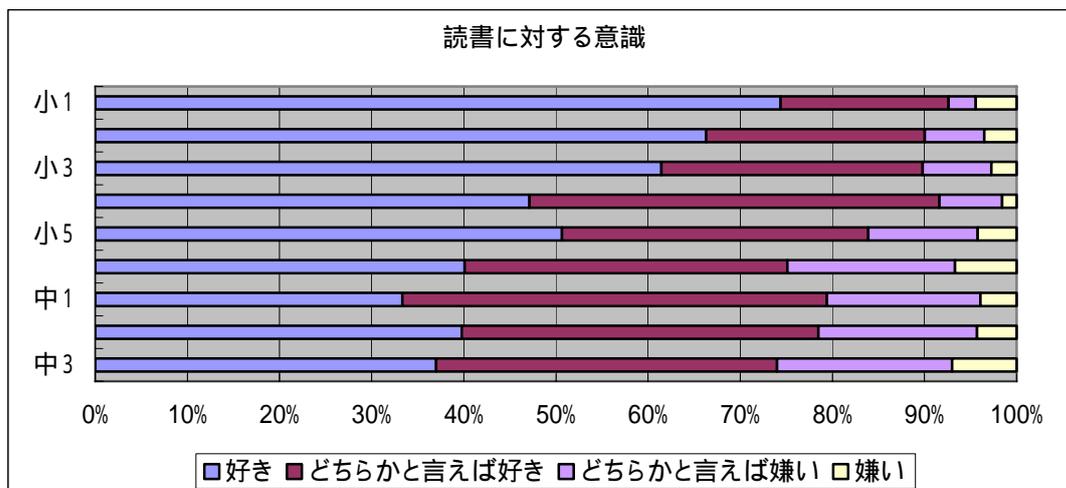
小学校	8校	2374名	68%
中学校	3校	295名	19%

調査期間 平成19年12月

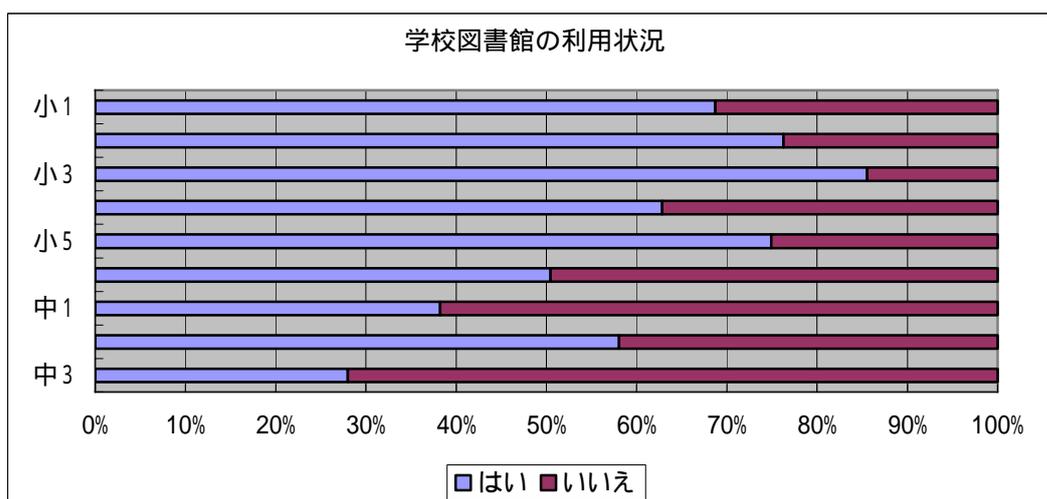
この1ヶ月間で何冊の本(雑誌・コミック・漫画を除く)を読みましたか。(授業中は除く)



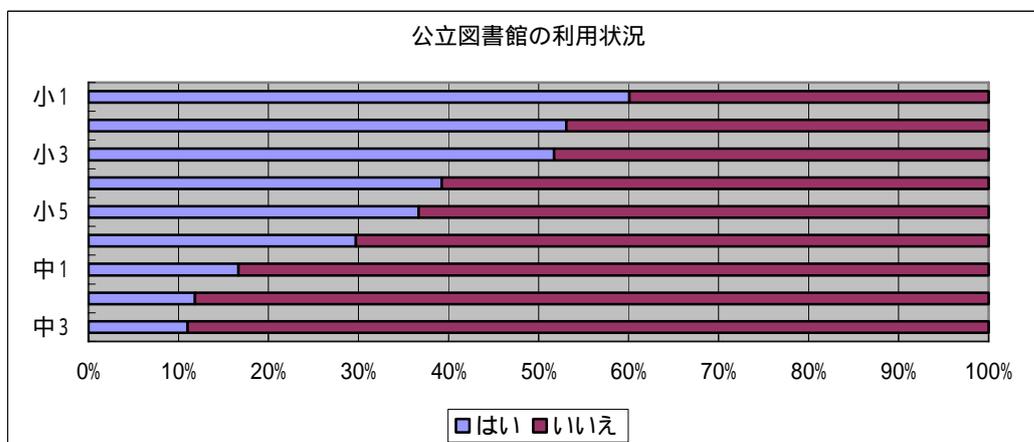
あなたは本を読むことが好きですか。



この1ヶ月間に、学校の図書館で本を読んだり借りたりしましたか。(授業中は除く)



この1ヶ月間に、公立の図書館(国・都・区市町村立の図書館)で本を読んだり借りたりしましたか。(授業で図書館を使った場合は除く)



資料 1 1 市内の幼稚園・保育園の状況（平成 19 年 10 月現在）

施設名	読書活動への取り組み
A 幼稚園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、パネル、人形劇、絵本貸出
B 幼稚園	絵本読み聞かせ、紙芝居、絵本貸出
C 幼稚園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇
D 幼稚園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、人形劇、パネル、ペープサート
E 幼稚園	絵本読み聞かせ、おはなし、劇あそび、人形劇、影絵、絵本貸出
F 幼稚園	絵本読み聞かせ、紙芝居、DVD
G 幼稚園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居
市立 A 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター
市立 B 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター
市立 C 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター、絵本作り
市立 D 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター、絵本作り
市立 E 保育園	絵本読み聞かせ、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、絵本紙芝居貸出、エプロンシアター
A 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、パネル、人形劇、エプロンシアター
B 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター
C 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、劇あそび、紙芝居、パネル、人形劇、パネルシアター、ことばあそび
D 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター
E 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター
F 保育園	絵本読み聞かせ、おはなし、紙芝居、パネル、人形劇、エプロンシアター

園によっては、上記の活動のほかに保護者による次のような活動の実績があります。

- ・保護者会として図書館からの団体貸出
- ・絵本読み聞かせグループ
- ・図書活動（絵本管理）
- ・絵本の講演会
- ・手作り創作ばなし
- ・絵本のアピール
- ・人形劇サークル
- ・影絵サークル
- ・おはなしサークル
- ・音楽をとり入れた読み聞かせ
- ・文庫活動

市立保育園

施設	児童書数(冊)	利用対象()	主な蔵書
なかよし保育園	1 2 0 0	乳・幼	絵本・図鑑
矢川保育園	6 8 0	乳・幼	絵本・童話
西保育園	9 8 0	乳・幼	絵本・図鑑
東保育園	6 3 0	乳・幼	絵本・図鑑
北保育園	5 0 0	乳・幼	絵本・童話

まちかど絵本棚

西福祉館	7 0	乳・幼	雑誌・絵本
北福祉館	2 0 0	乳・幼	絵本・雑誌
矢川児童館	1 0 0	幼・小	雑誌・絵本
西児童館	5 0	乳・幼・小	雑誌・絵本
中央児童館	9 0	乳・幼	絵本・童話
保健センター	3 0	乳・幼	絵本・雑誌
体育館	4 0	乳・幼	絵本・科学
子ども家庭支援センター	2 0 0	乳	絵本・雑誌

市の施設

矢川児童館	1 3 0 0	幼・小	絵本・童話
西児童館	4 0 0 0	乳・幼・小	童話・絵本
中央児童館	4 0 0 0	乳・幼・小	絵本・童話
郷土文化館	6 0	小	歴史漫画・辞典

乳...乳児、幼...幼児、小...小学生

国立市子ども読書活動推進計画

平成20(2008)年11月

発行：国立市教育委員会

(くにたち中央図書館)

〒186-0003 東京都国立市富士見台 2-34

042-576-0161